

令和5年度千葉市企業立地ガイドマップ作成業務委託に係る質問に対する回答（令和5年5月30日更新）

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	企画提案仕様書3-(2)-エ	<p>「成果物が著作物に該当する場合において、本市が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変する時は、その改変に同意する。」とありますが、千葉市企業立地ガイドマップ内の利用を目的とした改変であり、画像・素材を用いて別媒体などの二次利用は行わないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>千葉市企業立地ガイドマップ納品データの一部抜粋や加工を行い、ホームページへの掲載や、資料の作成に利用する場合があるため、二次利用を行う可能性があります。ただし、地図データ等、権利関係上改変不可能なものが含まれる場合は、その取扱いについて別途協議できるものとします。</p>

